



平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社力の源ホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 清 宮 俊 之
(コード番号：3561 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 C F O 粕 谷 進 一
(TEL. 092-762-4445)

「秘伝のとんこつダシ」の食薬署（台湾衛生福利部食品薬物管理署）による廃棄処分について

平成 29 年 12 月 12 日に台湾当局から、当社の連結子会社である株式会社渡辺製麺（本社：長野県茅野市北山、代表取締役社長：平 剛 以下、渡辺製麺）が製造する「秘伝のとんこつダシ」（混合調味料）より、保存料「イソプロピルパラベン」（別名：パラオキシ安息香酸イソプロピル）が検出され、95.04 kg（288 本、日本における小売価格 115 千円相当）が食薬署（台湾衛生福利部食品薬物管理署）により廃棄処分された発表がありました。

当該「秘伝のとんこつダシ」は渡辺製麺が製造し出荷した取引先から、複数の事業者を通して台湾に輸出されましたが、台湾の市場で流通する前に、食薬署により廃棄処分されたものであることを確認しております。

日本及び台湾でも「イソプロピルパラベン」は、醤油等の食品保存料として使用することは許可されており、平成 29 年 10 月末日までに、渡辺製麺茅野工場（長野県茅野市北山）で製造された「秘伝のとんこつダシ」の原材料に使用された醤油に含まれております。また、日本においては「イソプロピルパラベン」が含まれる醤油等を原材料として使用した場合であっても、最終製品における残量は微量の為、製品に表示する義務がありません。しかしながら、台湾における食品添加物に関する法規は日本と異なり、混合調味料への「イソプロピルパラベン」の使用に関する規定は無く、本件を認識しない輸出により当該の廃棄処分に至ったものと認識しております。なお、平成 29 年 11 月以降の製造においては、製造所を渡辺製麺札内工場（北海道中川郡幕別町札内みずほ町）に変更を期に原材料の一部変更を行っており「イソプロピルパラベン」の含まれない醤油を原材料として使用しております。

「イソプロピルパラベン」の食品保存料としての使用基準に関し、日本においては、醤油 0.25g/L 以下、果実ソース 0.20g/kg 以下、酢 0 相当、10g/L 以下、清涼飲料水 0.10g/kg 以下、果実及び果菜の表皮 0.012g/kg 以下と規定されており、台湾においても、醤油等 0.25g/kg 以下、酢及び炭酸以外の飲料 0.10g/kg 以下、果実及び果菜の表皮 0.012g/kg 以下と規定されております。本件に関わる台湾当局の発表によると、当該商品からは 0.007 g/kg が検出され、規定外の使用（混合調味料への使用規定が無い）のため廃棄処分とされております。

したがって、当該の廃棄処分は台湾の法規において規定外の検出であった為で、本商品の安全上、品質上の瑕疵は無く、日本国内で広く販売されておりますが健康被害などの報告もありません。なお、本商品は台湾の一風堂において使用されておられません。

本件による当期の連結業績に与える影響は軽微であります。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上